

合併処理浄化槽設置者に 補助金を交付しています

町では、生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成24年度の申し込みを受け付けますので、家の新築やトイレ、風呂の改築などをお考えの方は、浄化槽の設置をご検討ください。

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水を合わせて処理するもので、水質汚濁防止と快適な環境づくりに威力を発揮します。設置に要する時間も短く、車1台分のスペースがあれば設置することができます。

補助対象の地区は、▶小谷鳥▶渡磯▶豊間根▶荒川▶織笠——です。織笠地区は、下水道事業の休止に伴い、平成24年度から再び全域が補助対象になります。ただし、山田地区でも下水道整備地区を除いた一部の地域で補助対象となるところがあります。

対象全区域に町単独上乗せ 補助枠に制限、事前相談を

◆浄化槽の価格（参考）

区 分	金 額
5人槽	68万円程度
7人槽	90万円程度
10人槽	133万円程度

◆補助金の額

区 分	金 額
5人槽	352,000円 (440,000円)
7人槽	441,000円 (551,000円)
8～50人槽	588,000円 (735,000円)
51人槽以上	該当なし

※上段は国県補助金、下段（ ）内は町単独の上乗せ補助金の合計額です。

設置する際には、浄化槽の費用のほか、取り付けやトイレの水洗化、排水管の工事費などが掛かります。国県の補助事業による補助金の交付額は左表のとおりですが、24年度から町単独の上乗せ補助対象区域を浄化槽補助対象区域全域に拡大します。

補助の対象となるのは、24年度中に設置する浄化槽です。補助には枠があり、申込多数の場合は抽選となる場合がありますので、設置をお考え

の方は補助対象区域など事前にお問い合わせください。

▷募集基数 20基

▷申込期間 2月2～17日

排水設備工事指定店の 申請受付を開始します

下水道の排水設備工事指定店の申請を受け付けます。新たに登録を希望する事業所は、期限までに申請してください。なお、既に指定を受けている事業者は、申請の必要はありません。

▷受付期間 2月1～29日

▷申請書類 新規指定申請書、責任技術者の登録証の写し、過去3年分の工事履歴書など

◆申込先・問い合わせ 町上下水道課下水道チーム（☎82-3111内線255、256）へどうぞ。

二十歳になったら 国民年金に加入を

20歳から60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し、保険料を納める事が義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一の病気やケガの場合など、あなたやあなたの家族を守ってくれます。20歳になったら忘れずに加入をお願いします。

加入の手続きは

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方（学生、自営業者など、フリーターや無職の方も含まれます）は、町民課窓口で手続きをしてください。

保険料の猶予・免除 制度あります

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業者が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって

口座振替のご利用を

毎月国民年金保険料を納めに行く時間と手間を省くため、確実に安心な口座振替のご利用をお勧めします。さらに、口座振

「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することが出来ます。

この申請を行わないまま国民年金保険料が未納となつていくと、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなつたりする恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きます。

◆問い合わせ

宮古年金事務所（宮古市太田1-7-12 ☎621-1963）、町民課住民記録係（☎82-3111内線123）へどうぞ。

替には当月分の保険料を当月末に引き落としすることにより月々50円割引される「早割制度」や現金納付より割引額が大きい「前納制度」もあります。

お申し込みは、宮古年金事務所または金融機関窓口で行うことができますので、お気軽にご利用ください。

※「前納制度」の申込期限は2月28日までです。お早めに申し込みください。